

宇都宮市監査委員告示第9号

令和5年3月24日付け宇都宮市監査委員告示第3号により公表した定例監査，令和4年11月29日付け宇都宮市監査委員告示第8号により公表した財政援助団体等監査の結果について，地方自治法第199条第14項の規定に基づき，宇都宮市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので，同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月31日

宇都宮市監査委員 菊池 康夫

同 福田 栄

同 舟本 肇

同 矢古宇 芳一

宮行第408号  
令和5年10月26日

宇都宮市監査委員 菊池康夫様  
福田栄様  
舟本肇様  
矢古宇芳一様

宇都宮市長 佐藤栄一

令和4年度定例監査の結果に関する報告に基づく措置について

令和5年3月24日付けで提出された定例監査の結果について、当該監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。

宮行第408-3号  
令和5年10月26日

宇都宮市監査委員 菊池康夫様  
福田栄様  
舟本肇様  
矢古宇芳一様

宇都宮市長 佐藤栄一

令和4年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づく措置について

令和4年11月29日付けで提出された財政援助団体等監査の結果について、当該監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。